

2017年度②

刑 法

(全 1 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

刑 法②

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。

I 以下の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、Aに電話で罵倒されたため憤激し、A方に赴けば必ずけんかになるだろうと思いながら、この機会にAを痛めつけようと考え、こん棒を用意するとともに、友人の乙に、これからA方に話合いに行くが、けんかになったら加勢してほしいと依頼した。乙は、けんかには気が進まなかったが、話合いの手助けくらいはしてやろうと考えてこれを承諾し、一緒にA方に行った。A方に到着するや、甲は、自分の顔がAに知られていないにもかかわらず、乙に対し、「自分はAに顔を知られており、顔を合わせるとすぐにけんかになるから、おまえが先にいってAと話をつけてくれ。ただ、念のため、もしAがお前に殴りかかるようなら、このこん棒で身を守れ。」と告げ、こん棒を持たせて乙のみを先にA方玄関先に向かわせた。すると、出てきたAが乙を甲と取り違え、いきなり乙に鉄棒で殴り掛かってきた。そこで、乙は、Aの攻撃を防ぐため、鉄棒をかわしながらこん棒でAを殴打し、それによって身を守るとともに、これ以上ここにいると厄介だと考えて、その場から立ち去った。こん棒で殴られたAは、加療約1か月の打撲傷を負った。

なお、乙のこん棒での殴打は、身を守るために必要最小限度の攻撃であったものとする。

II 以下の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

甲は、デパートの洋服売り場で、店員が差し出すブレザー等の試着をしていたが、店員が目を離した隙に、売り物のブレザーを試着したまま逃走した。その後、自動車販売店を訪れ、同店の営業員に自動車を購入すると嘘を言って、試乗したいと言ったところ、単独試乗を勧められたので、その車を同店から発進させて、そのまま乗り逃げした。